

庄内町中心市街地活性化後期実施計画の概要

1 実施計画策定にあたって

平成15年3月、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（平成10年法律第92号。以下、「中心市街地活性化法」という。）に基づき、「**余目町中心市街地活性化基本計画**」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

以降、(株)イグゼあまるめ・商工会・商店会・町等の関係機関が連携して、中心市街地活性化に係る様々な事業を展開してきました。

基本計画は、概ね10年を計画期間としており、平成20年度は、基本計画の前半5年を経過し、基本計画の後半に入る年度にあたります。

「**庄内町中心市街地活性化後期実施計画**」（以下、「実施計画」という。）は、中心市街地を取り巻く状況の変化に対応しながら基本計画及び余目町TMO構想に基づく中心市街地活性化事業を一層推進していくため、基本計画の中間点において基本計画の中間検証を行い、中心市街地の現状を踏まえつつ今後実施すべき事業の具体化を図ることを目的に策定します。

計画期間は、**平成20年度から平成24年度の5年間**とします。

2 実施計画の背景と位置付け

基本計画策定後、中心市街地を取り巻く状況は少なからず変化しています。これらの状況の変化について以下のように対応します。

(1) 町の合併

合併後においても、基本計画の計画期間中は、基本計画で設定した区域を中心市街地とします。（P.6参照）

事業を実施する際は中心市街地を活性化させるとともに庄内町全体の活性化にもつながるように事業を展開していく必要があります。

また、中心市街地の商業を活性化させるための事業については、できる限り他地区を含めた形で事業を展開し、庄内町全体の商業の活性化を図る必要があります。

(2) 中心市街地活性化法の改正

現段階で改正法に基づく基本計画の新規策定に取りかかることは時期尚早であり、現基本計画の計画期間においては、基本計画及び余目町TMO構想に基づいた事業実施を優先します。改正法に基づく基本計画の新規策定には取りかかりません。

(3) 各種計画

基本計画策定後、本町のまちづくりの最上位計画である「庄内町総合計画」や、関連する町の各種計画が策定されました。実施計画においては、これらの計画との整合性を図ります。

(4) その他

その他、中心市街地を取り巻く環境の変化の主なものとして、高速交通網の整備、光ファイバーケーブル網の整備、民間主導の事業などが挙げられます。実施計画においては、その変化に対応した事業の具体化を図ります。

3 基本計画の中間検証

(1) 基本計画の事業進捗状況

計画事業48事業のうち、事業実施中、事業実施済みの事業は21事業です。未実施の事業については、関係機関が連携して事業の優先順位を決定していく必要があります。そのため、関係者の連携を図るための具体的な体制作りが、今後の重要な課題といえます。

(白抜き文字の事業が実施済み又は実施中の事業 平成20年3月31日現在)

目標	計画事業	目標	計画事業	
まちの新たな顔づくり	駅周辺再開発整備構想策定事業	まちで買い物してみたいくなる商店街づくり	駐車場の整備・活用事業	
まちの賑わいと憩いの拠点づくり	米倉庫活用事業		公園緑地整備事業	
	米倉庫活用運営事業		TMO構想策定事業	
まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり	都市計画道路下梵天塚廿六木線整備事業		まちづくり意識啓発事業	
	都市計画道路茶屋町志戸線整備事業		チャレンジショップ事業	
	県道余目温海線歩道拡幅工事		テナントミックス事業	
	三人谷地8号線道路改良工事		商店街連携イベント事業	
	県道余目温海線側溝工事		あまるめグルメマップ作成事業	
	県道余目停車場線側溝工事		インターネット販売事業	
	茶屋町志戸線側溝工事		お客さま共通サービス充実事業	
	歩行者空間整備事業		消費者等交流事業	
	案内板、サイン整備事業		商い体験イベント事業	
	花のまちづくり事業		後継者・起業家育成事業	
	ストリート愛称事業		フィールドワーク連携事業	
	あまるめ街並み研究事業		商店街活性化キャンペーン事業	
	街並み統一事業		地域バス運行事業	
	統一看板・ネオンサイン等設置事業		一休み茶屋整備事業	
まちに住みたくなる環境づくり	八幡スポーツ公園(仮称)整備事業		まちの特徴を活かしたまちづくり	高齢者サービス充実事業
	公園再整備事業			あまるめ特産品づくり事業
	新余目堰用水路改修工事		観光イベント開催事業	
	町営住宅整備事業	環境にやさしい商店街づくり事業		
	まちなか定住促進事業			
	保育園事業			
	子育て支援センター事業			
	まちかど塾事業			
便利宅配サービス事業				
空き店舗等活用保育サービス施設等運営事業				

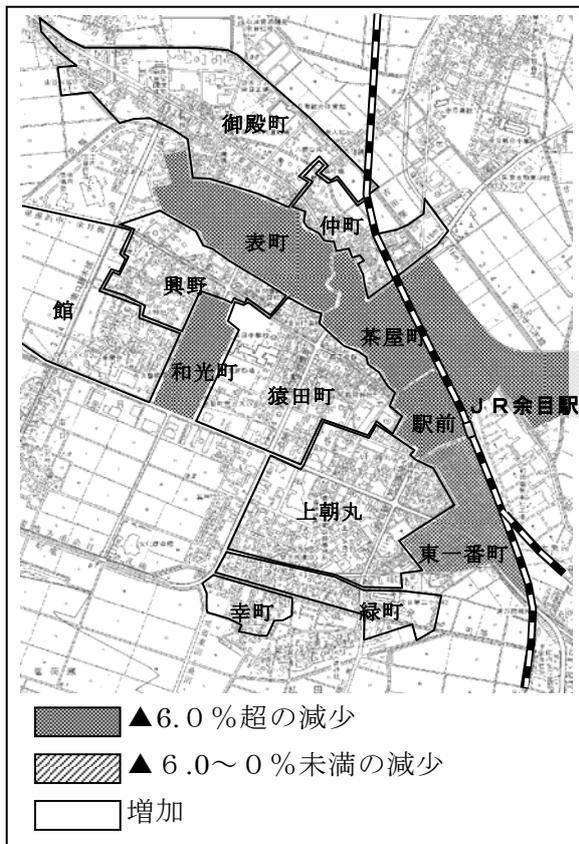
(2) 中心市街地の現状

中心市街地については、山形県・庄内町全体が人口減少する中で人口の増加が見られ(図3)、高齢化率も山形県・庄内町全体に比べ、低い割合になっています(図4)。

しかし、庄内町の小売業が依然として厳しい状況にある中、昔から商店街が形成され小売店舗が集まる**まちなかの地区**(表町・茶屋町・駅前・東一番町)については、人口の減少率(図1)・高齢率(図2)が庄内町全体に比べ高くなっていることに加え、店舗数についても減少傾向にあり(図5・6)、人口・商業の空洞化が進んでいます。

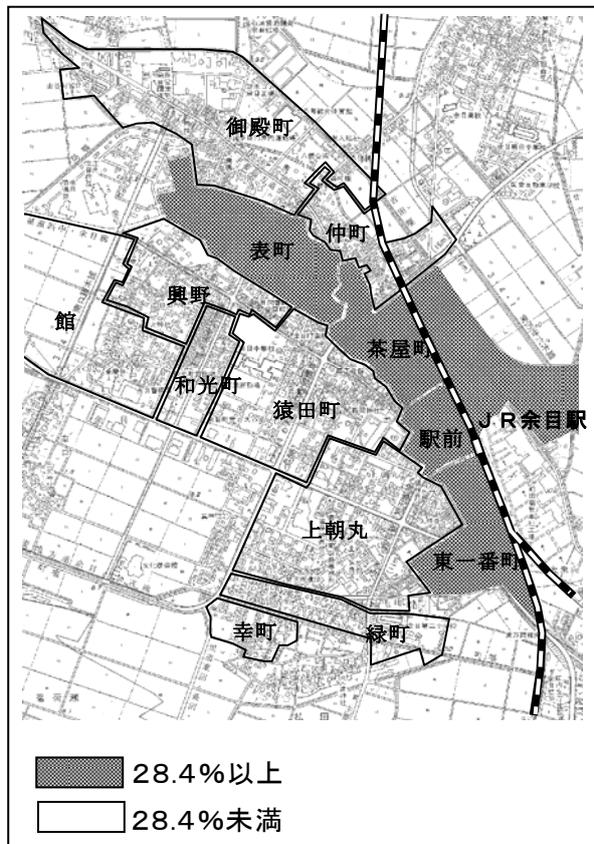
これらの地区に**人が集まる仕組み作り**と、庄内町の**商業活性化に対する一層の取り組み**が必要です。

(図1) ■ 中心市街地における
町内会別人口増減率 ■

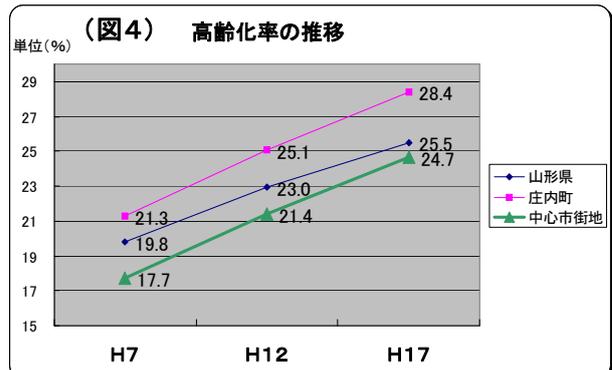
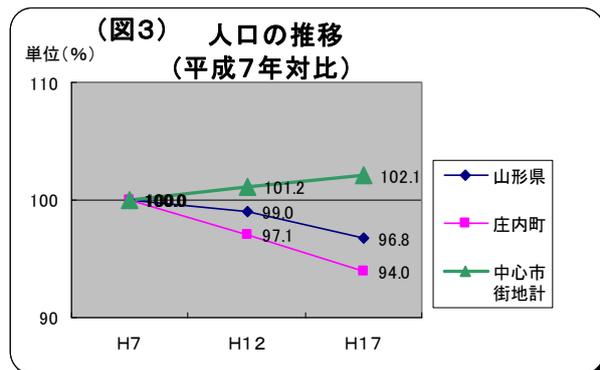


【参考】庄内町全体の人口増減率▲6.0%(H7→H17)

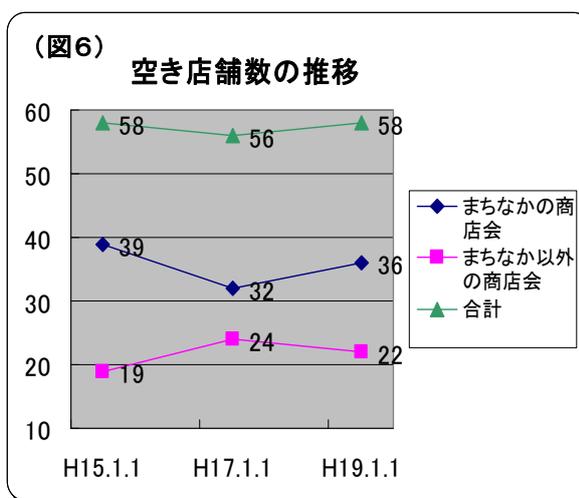
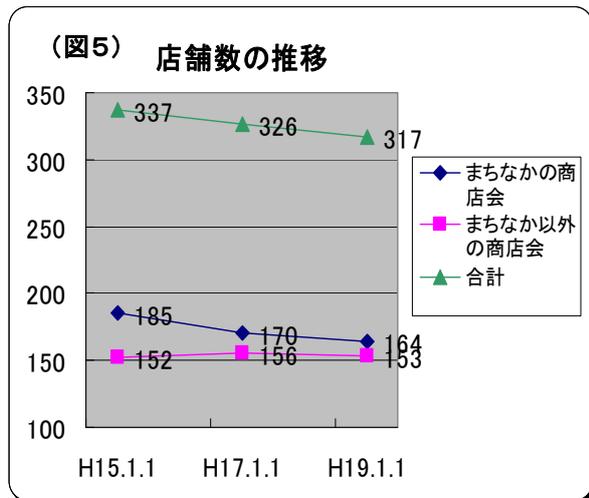
(図2) ■ 中心市街地における
町内会別の高齢化率 ■



【参考】庄内町全体の高齢化率:28.4%(H17)



■ 中心市街地の商店街の店舗数・空き店舗数 ■



※「まちなかの商店会」とは、表町・茶屋町・駅前・東一番町の地区に位置する、東一番町商店会・駅前商店会・茶屋町商店会・本町商店会を指します。

4 実施計画の目標と計画事業

基本計画の中間検証により、今後の中心市街地活性化のためには、1 まちなかに人が集まる仕組みづくり、2 商店街の活性化に対する一層の取り組み、3 (株)イグゼあまるめを中心とした関係者の連携推進体制づくりの3点が必要であるといえます。

そこで、今後5年間で以下の3つの目標を掲げ、8つの事業に重点的に取り組みます。

目 標	重点事業
まちなかに人が集まる 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 余目駅前公共交通アクセス検討事業 余目駅前を中心とした公共交通機関の利便性の向上、それに伴う駅前地域の整備内容などについて検討
	<ul style="list-style-type: none"> 新産業創造館整備事業 余目駅前にある新堀農業倉庫を貸オフィス・交流施設等として整備。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光インフォメーションセンター整備事業 余目駅周辺において、庄内地域全般の観光ルート・二次交通機関、宿泊施設、特産品や土産品の情報を提供。
	<ul style="list-style-type: none"> まちなか魅力再発見事業 歩いて楽しめるまちなかの魅力を再発見し、まちあるきマップを作成し、町内外にPRする事業。
個店の魅力でにぎわ う商店街づくり	<ul style="list-style-type: none"> 一店逸品事業 各店ならではの新たな逸品の開発や発掘を行い、個店の商品力の強化を図るとともに後継者のネットワークづくりを進めることを目的として事業を継続して実施。
	<ul style="list-style-type: none"> グルメマップ作成事業 町内の飲食店の魅力を町内外にPRするため、案内マップを作成。
	<ul style="list-style-type: none"> 特産品等新規商品開発事業 特産品を活かした新規商品開発。
TMOを活かした協働 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化関係者会議 関係者が集まり、それぞれ各事業の進捗状況等の情報を交換しあい、今後の事業についての協力・支援・協働体制を確認するための会議を開催。

○計画事業一覧

主要事業を含め、計画されている事業は下記のとおりです。

《実施計画の目標》

《後期実施計画事業》

《基本計画目標との対応関係》

